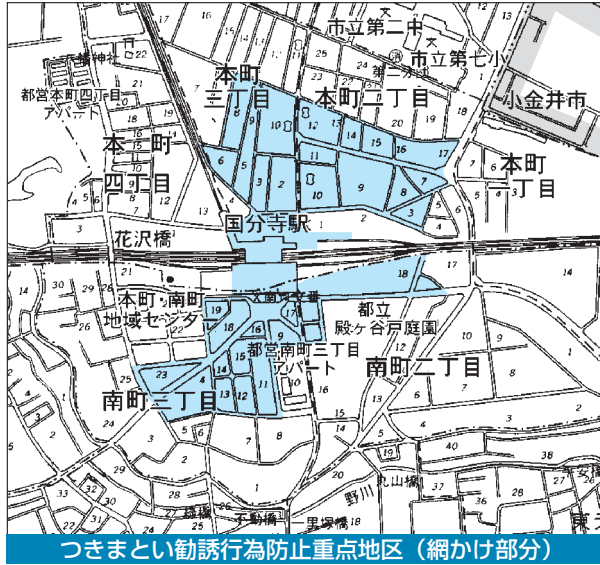


つきまとい勧誘行為 防止条例施行後 3か月が経過

現状を報告します

市では、国分寺駅周辺の環境悪化に伴い、3月から「つきまとい勧誘行為防止条例」を施行しました。月曜日から金曜日までの毎日(祝日は除く)、夕方から

夜まで「国分寺市」の腕章をつけた3人の警備員が、駅コンコースを中心に巡回しています。条例施行前には、かなりの人数の勧誘員が通勤・通学者に「つきまとい勧誘行為」を行っていました。現在は警備員の巡回により「つ



つきまとい勧誘行為防止重点地区(網かけ部分)

つきまとい勧誘行為防止条例指導等件数表

	ちらし配布件数	指導件数	警告	勧告	公表
3月	58件	85件	0	0	0
4月	-	30件	0	0	0
5月	-	25件	0	0	0

母子家庭の方を 応援します

自立支援給付金事業

①母子家庭自立支援教育訓練給付金
母子家庭の母が就業につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の4割相当額(上限20万円、下限8千円)を助成します。

②母子家庭高等技能訓練促進費
母子家庭の母が就職に有利な資格(看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・美容師・理容師など)を取得するため修業年限2年以上の養成機関で修業している場合、一定期間につき経済的援助(月額10

きまとい勧誘行為)は減少しています。また、4月からは都条例の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(迷惑防止条例)」も改正され、市の条例との相乗効果が、不快なつきまとい勧誘行為がさらに減少することが予想されます。

なお警備員は、駅コンコースを中心とした「つきまとい勧誘行為防止重点地区」(上図参照)を巡回しています。お気づきの点がありましたら、警備員へお知らせください。

市民防災推進委員 として30人を 新たに認定

市では、次の30人の方を市民防災推進委員として新たに認定し、さる4月26日に市長から認定書を授与しました。

↓くらしの安全課(内357)

今回の認定者は、平成16年度(第24回)市民防災まちづくり学校で1年間防災まちづくりについて学んだ方(学校修了者)と日ごろ地域で防災の活動をしている方(地域推薦)です。
○新市民防災推進委員(敬称略)
井上四郎(東元町)、杉本陽子(西元町)、山崎昇(泉町)、清水克己・根本佳子(本町)、石井里枝子・井上久子・興津雄二・木下肇・土井康幸・若林直秀(本多)、小塚文子(東恋ヶ窪)、鈴木弘子・須田忠男・山田クニ子(東戸倉)、笠原朋子(戸倉)、原島博・森馨一郎(日吉町)、横沢信孝(内藤)、石橋美枝子・小泉清(富士本)、川副和之・神山きみ子・原島勝太郎・伴忠彦・比留間房子・谷田貝廣美(西町)、笹島照代・中島登・丸山延子(高木町)
今回の認定者を含め市民防災推進委員は823人になりました。(現在、実際の活動をしている



市民防災推進委員の活動から

委員数は602人です)市民防災推進委員は、昭和55年から認定がはじまり今年で25年が経ちました。この間、市民防災まちづくり学校で培った知識と体験をいかして、地域における防災まちづくり活動や、市民防災組織の形成、また防災啓発など「災害に強い、安全で住み良いまちづくり」を目指して活躍を続けています。
なお、第25回市民防災まちづくり学校は、現在受講生を募集しています。

障害者と家族のための ピアカウンセリング 入門講座受講生募集

生活福祉課(内533)

生活福祉課係へお問い合わせください。

同じ障害や問題をもった障害者同士が、対等関係のなかで互いに心理的な支援を行っていき、ピアカウンセリングの基礎知識を学ぶ講座を開講します。
【日時】6月29日・7月6日・

原子爆弾被爆者 見舞金を 差し上げます

6月1日現在、本市にお住まいで、被爆者手帳をお持ちの方に見舞金(1万3千円)を差し上げます。6月15日(水)・22日(水)に生活福祉課(市役所第2庁舎

戦没者等のご遺族の方へ 特別弔慰金を支給

生活福祉課(内533)

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合には、40万円の記名国債が支給されます(支給要件があります)。
【受付期間】平成20年3月31日まで【申請場所】生活福祉課(市役所第2庁舎1階)【問い合わせ】生活福祉課または東京都福祉保健局生活福祉部計画課(☎03・5320・4077)へ

国民年金

↓都市計画課(内511)

20歳になったら
国民年金に加入手続きを

日本に住所のある20歳以上60歳未満の方は、学生の方も含まれて必ず国民年金に加入することになっていきます。国民年金は、老後を迎えたときや、万一障害者になったときなどに、年金を受給し生活の安定を図ることを目的とした制度です。

20歳になった方は、忘れずに保険課国民年金係(市役所本庁舎1階)で加入手続きをしてください。
※勤務先の年金(厚生年金・共

個人事業者のために 事業系ごみの指定袋 を配布

事業系ごみ完全有料化による個人事業者の経済的負担軽減のため、事業系ごみの指定袋を配布します。
【対象】7月1日現在、市内に住居と事業所があり、継続して1年以上事業を営む個人事業者で従業員数(事業主を含む)が5人以内で平成16年の所得が270万円以下の方※有限会社・株式会社など、法人事業者の方は申請できません【交付枚数】40リットルの指定袋を80枚(申請月により配布枚数が異なります)【申請期間】6月20日(月)～平成18年

市立ほんだ保育園 臨時職員募集

5月31日まで※詳しくは生活環境課へお問い合わせください
↓生活環境課 ☎042・300・5300
【勤務先】ほんだ保育園(本多3-14-12)【勤務時間】月曜日～金曜日午前6時45分～8時45分・午後5時～7時15分【勤務内容】保育【時給】1千円。ただし、午前8時30分～午後5時の勤務は、資格有910円、資格無990円※詳しくは、ほんだ保育園(☎042・325・3711)へお問い合わせください
↓保育課(内383)

【対象】7月1日現在、市内に住居と事業所があり、継続して1年以上事業を営む個人事業者で従業員数(事業主を含む)が5人以内で平成16年の所得が270万円以下の方※有限会社・株式会社など、法人事業者の方は申請できません【交付枚数】40リットルの指定袋を80枚(申請月により配布枚数が異なります)【申請期間】6月20日(月)～平成18年

ことではできません。この付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から死亡した月まで支給され、老齢基礎年金の繰上げ支給または繰下げ支給を受けると、付加年金もその減額率または増額率に応じて、減額または増額されます。付加年金額の計算は、次のようになります。

▼200円×付加保険料納付月数
例えば40年間付加保険料を納付した人には、次のような年金が支給されます。
▼79万4千500円+200円×480月
＝89万500円
付加保険料納付の手続きは、保険課で受け付けています。保養センターをご利用ください。全国各地の景勝地や温泉地に国民年金保養センターがあります。どうぞご利用ください(保険課に一覧表があります)。
利用する場合は、施設に直接お申込みください。

老後に、より充実した老齢基礎年金を受けたいと考えている方は、毎月の保険料のほかに付加保険料を上乗せして納めることができます。
付加保険料の額は、1か月400円で、納めることができる方は、第1号被保険者または任意加入被保険者の方となります。ただし、保険料の免除を受けている方や国民年金基金の加入者の方は、付加保険料を納付する